

(地Ⅲ161F)

平成24年12月11日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
アンケート調査について

厚生労働大臣による「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」においては、検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関たる研究班が設置されており、過去の予防接種行政の実施実態を把握するため、各都道府県及び市町村並びに日本小児科医会の会員を対象としたアンケート調査が実施されております。

本調査では、都道府県及び市町村が回答するにあたり、各地区医師会に当時の実施状況等について確認を行うこととされておりますが、厚生労働省から本会への協力依頼が遅れたため、取り急ぎファクシミリでお送りいたします。

また、医療機関に対する調査につきましては、全国の日本小児科医会の会員の先生方を対象として実施することとしておりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、自治体から要請があった際の協力方、ならびに貴会管下郡市区医師会に対する周知協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、調査票は分量が多いため、文書管理システムに掲載いたします。

日本医師会 感染症危機管理対策室長
小森 貴 様

厚生労働省健康局

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
アンケート調査について（協力依頼）

日頃より予防接種行政、肝炎対策行政及びB型肝炎訴訟対応におきまして、多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

B型肝炎訴訟については、昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの間における集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成18年に最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、平成23年6月28日に、全国B型肝炎訴訟原告団及び全国B型肝炎訴訟弁護団と国との間で基本合意書が締結されました。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成24年5月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」（以下「検討会」と言います。）を開催しています。

この検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関たる研究班（研究代表者：多田羅浩三・一般財団法人日本公衆衛生協会会長。以下「研究班」と言います。）を設置したところです。

今般、この研究班において、過去の予防接種行政の実施実態を把握するため、各都道府県及び市町村並びに日本小児科医会の会員の皆様を対象としたアンケート調査を実施します。この調査は、検討会における検証や今後の予防接種施策の再発防止策の検討に資するものです。各都道府県及び市町村を対象とした調査では、都道府県及び市町村が回答するにあたり、各地区医師会に当時の実施状況等について確認を行うことを求めています。

貴会におかれましては、この調査の趣旨についてご理解をいただき、各地区医師会に調査実施についてご連絡をいただく等のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

（担当室：厚生労働省健康局 結核感染症課 B型肝炎訴訟対策室）

平成 24 年 11 月
集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班
日本公衆衛生協会会長 多田羅浩三

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」 ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、いわゆる B 型肝炎訴訟において、平成 18 年に最高裁にて国の損害賠償責任が認められたことを受け、平成 23 年 6 月に国と原告との間で「基本合意書」が締結され基本的な合意がなされたところです（別紙 1 参照）。

この基本合意書においては、恒久対策の一環として「国（厚生労働省）は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を第三者機関において行うとともに、再発防止策の実施に最善の努力を行う」ととされています。本研究班はこの「第三者機関」として設置されたものです（別紙 2 参照）。

この度、本研究班では、B 型肝炎ウイルス感染被害の真相を究明し再発防止策を検討することを目的として、「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」（以下、「本調査」という）を実施いたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮でございますが、本調査の社会的意義をご理解いただき、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査票は平成 24 年 12 月 14 日（金）までに同封の返信用封筒を用いてご返送いただければ幸いです。

なお、本調査は、都道府県・市町村を対象にお送りさせていただいております。ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の回答内容が公表されることはありません。また、この回答を本調査の目的以外に使用することはありません。

また、本調査については、本研究班より、（株）三菱総合研究所に事務を委託して実施いたします。本調査の実施に関してご不明な点などございましたら、下記の問合せ先までご連絡ください。

敬具

【本件に関するお問合せ先】

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」問合せ先
（株）三菱総合研究所 人間・生活研究本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3
TEL：03-6705-6172（平日 10 時 00 分～17 時 00 分）
※但し、12 時 00 分～13 時 00 分を除く
※ 本件お問い合わせにより頂きましたご氏名等の情報につきましては、当該業務終了後、三菱総合研究所が責任をもって廃棄いたします。

◆ 弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取扱いについて」をご覧になりたい方は <http://www.mri.co.jp/TOP/privacy.html> をご覧下さい。

B型肝炎訴訟の経緯について

別紙1

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円(慰謝料500万円+弁護士費用50万円)を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で国を提訴中。
- 平成22年3月12日(札幌地裁)に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日(札幌地裁)に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方(所見)が提示され、それぞれについて原告側が受け入れ、また、政府側も受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。
- 平成24年1月13日に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」施行。

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班

委 員 名 簿

◎	多田羅 浩三	一般財団法人日本公衆衛生協会会長 ※
	岩田 太	上智大学法学部教授
	及川 馨	日本小児科医会常任理事（予防接種委員会担当）
	岡部 信彦	川崎市衛生研究所所長 ※
	佐藤 智晶	東京大学政策ビジョン研究センター特任助教
	澁谷いづみ	愛知県豊川保健所長 ※
	田中 榮司	信州大学医学部内科学第2講座教授
	田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授
	田中 義信	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
	手塚 洋輔	京都女子大学現代社会学部現代社会学科講師
	新美 育文	明治大学法学部専任教授 ※
	梁井 朱美	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
	渡部 幹夫	順天堂大学大学院医療看護学研究科教授

◎：研究代表者

※：「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」構成員
五十音順・敬称略

平成 24 年 11 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
アンケート調査について（協力依頼）

日頃より予防接種行政、肝炎対策行政及び B 型肝炎訴訟対応におきまして、多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

B 型肝炎訴訟については、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成 18 年に最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、平成 23 年 6 月 28 日に、全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団と国との間で基本合意書が締結されました。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成 24 年 5 月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」（以下「検討会」と言います。）を開催しています。

この検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関たる研究班（研究代表者：多田羅浩三・一般財団法人日本公衆衛生協会会長。以下「研究班」と言います。）を設置したところです。

今般、この研究班において、過去の予防接種行政の実施実態を把握するため、各都道府県及び市町村を対象としたアンケート調査を実施します。

この調査は、検討会における検証や今後の予防接種施策の再発防止策の検討に資するものですので、業務多忙の中、誠に恐縮ではございますが、当該調査の趣旨についてご理解をいただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査では、各自治体から医師会等関係者への聞き取りを行っていただいた上で回答いただく項目もあることを踏まえ、日本医師会に対しても協力依頼を行っておりますので、申し添えます。

（担当室：厚生労働省健康局 結核感染症課 B 型肝炎訴訟対策室）

平成 24 年度厚生労働科学研究
「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
都道府県アンケート調査票

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

貴自治体名	都道府県
部署名	部 課 係
電話番号	— — (内線：)

I. 昭和 23 年～63 年の集団予防接種等に関する市町村への指導実績

- ここでは、昭和 63 年度、52 年度、44 年度、34 年度、29 年度、24 年度の各年度（及びその前年度（昭和 44 年度は当該年度のみ））における貴都道府県（保健所含む）における集団予防接種等に関する市町村への指導¹実態を伺います。
- 本調査においては、予防接種に関連した国からの通知等の発出された時期を踏まえ、概ね 10 年を目安に 6 時点の状況を把握することとしています。なお、昭和 44 年度については概ね 10 年ごとの経年変化の比較対象として設定しています。

時期	国からの通知等	本調査における調査対象期間
昭和 23 年 7 月	予防接種法（昭和23年法律第68号）施行	昭和24年度 及びその前年度
昭和 23 年 11 月	厚生省告示第95号 ○ 痘そう：種痘針の消毒は必ず受痘者一人ごとに行わなければならない。 ○ シフテリア、腸チフス、パラチフス、発しんチフス、コレラ：注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。	
昭和 24 年 10 月	厚生省告示第231号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種 ：注射針は注射を受ける者一人ごとに固く絞ったアルコール綿でよく拂しょくし一本の注射器のツベルクリンが使用し盡されるまでこの操作を繰り返して使用してもよい。	
昭和 25 年 2 月	厚生省告示第38号 ○ 百日咳：注射器及び注射筒等は使用前煮沸によつて消毒しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。 厚生省告示第39号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種：注射針は、注射を受ける者一人ごとに消毒した針と取り換えなければならない。	
昭和 26 年 4 月	結核予防法（昭和26年法律第96号）施行	
昭和28年 5 月	厚生省告示第165号 ○ インフルエンザ：注射針の消毒は、必ず被接種者一人ごとに充分に行わなければならない。	昭和29年度 及びその前年度
昭和33年 9 月	予防接種実施規則（昭和33年9月厚生省令第27号） ：注射針、種痘針及び乱刺針は被接種者ごとに取り換えなければならない。	昭和34年度 及びその前年度
昭和34年 1 月	「予防接種の実施方法について」（昭和34年1月21日衛発第32号厚生省公衆衛生局長通知） ：事故発生の場合には、市町村長等に報告書の提出を求める。	

¹ 予防接種法第 3 条によれば、市町村長は、保健所長（特別区及び保健所設置市にあつては都道府県知事）の指示を受け、予防接種を行うこととされています。

時期	国からの通知等	本調査における調査対象期間
昭和44年4月	(経年変化の比較対象年として設定)	昭和44年度
昭和51年9月	「予防接種の実施について」(昭和51年9月14日衛発第726号厚生省公衆衛生局長通知) ：注射針、注射器、接種用さじ等の接種用具は Disposable のものを使用して差し支えないと指導。	昭和52年度及びその前年度
昭和63年1月	「予防接種等の接種器具の取扱いについて」(昭和63年1月27日健医結発第6号、健医感発第3号厚生省保険医療局結核難病感染症課長、感染症対策室長通知) ：予防接種及びツベルクリン反応検査について、注射針及び注射筒を被接種者ごとに取り替えるよう指導。	昭和63年度及びその前年度

■■■ 記載要領 ■■■

①集団予防接種等の手技に関する指導内容

(ア) 注射針、(イ) 注射筒

貴都道府県では、集団予防接種等を実施する際、注射針・注射筒それぞれについて、被接種者ごとに交換や消毒を行うよう市町村に対して指導していたかについてご回答ください。

都道府県の記録文書(条例、規則、告示、訓令、予防接種の実施要綱、要領、県政要覧等)や外部の記録文書(医師会等の予防接種実施機関が作成・保管している委託契約書等)を確認してください。過去の文書の所在を確認するために、必要に応じて当時の都道府県・保健所担当者やその他の関係者(医師会等)への聞き取りも検討して下さい。

予防接種法の対象疾患によって手技等が異なる場合や、保健所ごとに対応が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけて下さい。

文書保存期間を過ぎている年度もあり、負担の大きな作業をお願いして恐縮ですが、本調査の趣旨をふまえて可能な限り確認いただき、できるだけ精度の高いデータを収集できるようご協力をお願いいたします。

(ウ) 指導内容の確認方法

(ア) 注射針、(イ) 注射筒それぞれについて回答いただく際、当時の状況についてどのような方法で確認を取ったか、該当する番号すべてに○をつけて下さい。また、「1.都道府県の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。

②集団予防接種等の手技に関する指導方法

貴都道府県では、集団予防接種等の実施(注射針・注射筒の交換・消毒の手技)について、どのような方法で指導していましたか。

なお、予防接種法の対象疾患によって方法が異なる場合、保健所ごとに対応が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけて下さい。



【「2.独自文書を作成し、これを送付して指導」と回答した場合】

お手数ですが、文書1点につき1枚、「文書の詳細把握シート」を記入して下さい。

また、当該文書を複写し、シートとあわせてお送り下さい。

当該文書の内容のうち、集団予防接種等の実施（注射針・注射筒の交換・消毒の手技）に関する部分が確認できれば問題ありませんので、個人や団体が特定される部分を伏せた形でも、該当部分だけを抜粋した形でもかまいません。できる限りご協力をお願いいたします。

③、④集団予防接種等の手技に関する実態把握及び把握した実態の報告

貴都道府県では、管内の集団予防接種等の実施（注射針・注射筒の交換・消毒の手技）状況がどうなっていたか、何らかの方法で実態を把握し、その実態を国へ報告していましたか。

なお、予防接種法の対象疾患によって方法が異なる場合、保健所ごとに対応が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけて下さい。



【③で「1.都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた」、「2.市町村へ文書により照会し実態を把握していた」、④で「1.国に対し自発的に実態を報告していた」、「2.国からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」と回答した場合】

お手数ですが、文書1点につき1枚、「文書の詳細把握シート」を記入して下さい。

また、当該文書を複写し、シートとあわせてお送り下さい。

当該文書の内容のうち、集団予防接種等の手技（注射針・注射筒の交換・消毒の手技）の実態把握に関する部分が確認できれば問題ありませんので、個人や団体が特定される部分を伏せた形でも、該当部分だけを抜粋した形でもかまいません。できる限りご協力をお願いいたします。

(1) 昭和 63 年度及びその前年度の集団予防接種等に関する市町村への指導実績

①集団予防接種等の手技に関する指導の内容	(ア) 注射針 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(イ) 注射筒 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(ウ) (ア) (イ) をどのような方法で確認しましたか 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 都道府県担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） <p>※「1.都道府県の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
②集団予防接種等の手技に関する指導の方法【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省からの文書を送付して指導 2. 独自文書を作成し、これを送付して指導 3. 市町村の担当者呼んで、または、市町村を訪問して指導 4. その他（ ） 5. 分からない <p>※「2.独自文書を作成し、これを送付して指導」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
③集団予防接種等の手技に関する実態把握(指導結果の確認)【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた 2. 市町村へ文書により照会し実態を把握していた 3. 市町村の担当者呼んで、または市町村を訪問して実態を把握していた 4. その他（ ） 5. 予防接種等の手技に関する実態は把握していなかった 6. 分からない <p>※「1.都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた」、「2.市町村へ文書により照会し実態を把握していた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
④集団予防接種等の手技に関する実態の報告等【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国に対し自発的に実態を報告していた 2. 国からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. (報告義務が無い等の理由により) 報告や疑義照会、意見具申のいずれもしなかった 6. 分からない <p>※「1.国に対し自発的に実態を報告していた」、「2.国からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>

(2) 昭和 52 年度及びその前年度の集団予防接種等に関する市町村への指導実績

①集団予防接種等の手技に関する指導の内容	(ア) 注射針 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(イ) 注射筒 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(ウ) (ア) (イ)をどのような方法で確認しましたか 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 都道府県担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） <p>※「1.都道府県の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
②集団予防接種等の手技に関する指導の方法【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省からの文書を送付して指導 2. 独自文書を作成し、これを送付して指導 3. 市町村の担当者呼んで、または、市町村を訪問して指導 4. その他（ ） 5. 分からない <p>※「2.独自文書を作成し、これを送付して指導」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
③集団予防接種等の手技に関する実態把握(指導結果の確認)【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた 2. 市町村へ文書により照会し実態を把握していた 3. 市町村の担当者呼んで、または市町村を訪問して実態を把握していた 4. その他（ ） 5. 予防接種等の手技に関する実態は把握していなかった 6. 分からない <p>※「1.都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた」、「2.市町村へ文書により照会し実態を把握していた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
④集団予防接種等の手技に関する実態の報告等【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国に対し自発的に実態を報告していた 2. 国からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. (報告義務が無い等の理由により) 報告や疑義照会、意見具申のいずれもなかった 6. 分からない <p>※「1.国に対し自発的に実態を報告していた」、「2.国からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>

(3) 昭和 44 年度の集団予防接種等に関する市町村への指導実績

①集団予防接種等の手技に関する指導の内容	(ア) 注射針 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(イ) 注射筒 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(ウ) (ア) (イ) をどのような方法で確認しましたか 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 都道府県担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） <p>※「1.都道府県の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
②集団予防接種等の手技に関する指導の方法【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省からの文書を送付して指導 2. 独自文書を作成し、これを送付して指導 3. 市町村の担当者呼んで、または、市町村を訪問して指導 4. その他（ ） 5. 分からない <p>※「2.独自文書を作成し、これを送付して指導」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
③集団予防接種等の手技に関する実態把握(指導結果の確認)【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた 2. 市町村へ文書により照会し実態を把握していた 3. 市町村の担当者呼んで、または市町村を訪問して実態を把握していた 4. その他（ ） 5. 予防接種等の手技に関する実態は把握していなかった 6. 分からない <p>※「1.都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた」、「2.市町村へ文書により照会し実態を把握していた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
④集団予防接種等の手技に関する実態の報告等【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国に対し自発的に実態を報告していた 2. 国からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. (報告義務が無い等の理由により) 報告や疑義照会、意見具申のいずれもしなかった 6. 分からない <p>※「1.国に対し自発的に実態を報告していた」、「2.国からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>

(4) 昭和34年度及びその前年度の集団予防接種等に関する市町村への指導実績

①集団予防接種等の手技に関する指導の内容	(ア) 注射針 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(イ) 注射筒 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(ウ) (ア) (イ)をどのような方法で確認しましたか 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 都道府県担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） <p>※「1.都道府県の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
②集団予防接種等の手技に関する指導の方法【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省からの文書を送付して指導 2. 独自文書を作成し、これを送付して指導 3. 市町村の担当者呼んで、または、市町村を訪問して指導 4. その他（ ） 5. 分からない <p>※「2.独自文書を作成し、これを送付して指導」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
③集団予防接種等の手技に関する実態把握(指導結果の確認)【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた 2. 市町村へ文書により照会し実態を把握していた 3. 市町村の担当者呼んで、または市町村を訪問して実態を把握していた 4. その他（ ） 5. 予防接種等の手技に関する実態は把握していなかった 6. 分からない <p>※「1.都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた」、「2.市町村へ文書により照会し実態を把握していた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
④集団予防接種等の手技に関する実態の報告等【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国に対し自発的に実態を報告していた 2. 国からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. (報告義務が無い等の理由により) 報告や疑義照会、意見具申のいずれもしなかった 6. 分からない <p>※「1.国に対し自発的に実態を報告していた」、「2.国からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>

(5) 昭和 29 年度及びその前年度の集団予防接種等に関する市町村への指導実績

①集団予防接種等の手技に関する指導の内容	(ア) 注射針 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(イ) 注射筒 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(ウ) (ア) (イ) をどのような方法で確認しましたか 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 都道府県担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） <p>※「1.都道府県の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
②集団予防接種等の手技に関する指導の方法【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省からの文書を送付して指導 2. 独自文書を作成し、これを送付して指導 3. 市町村の担当者呼んで、または、市町村を訪問して指導 4. その他（ ） 5. 分からない <p>※「2.独自文書を作成し、これを送付して指導」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
③集団予防接種等の手技に関する実態把握(指導結果の確認)【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた 2. 市町村へ文書により照会し実態を把握していた 3. 市町村の担当者呼んで、または市町村を訪問して実態を把握していた 4. その他（ ） 5. 予防接種等の手技に関する実態は把握していなかった 6. 分からない <p>※「1.都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた」、「2.市町村へ文書により照会し実態を把握していた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
④集団予防接種等の手技に関する実態の報告等【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国に対し自発的に実態を報告していた 2. 国からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. (報告義務が無い等の理由により) 報告や疑義照会、意見具申のいずれもしなかった 6. 分からない <p>※「1.国に対し自発的に実態を報告していた」、「2.国からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>

(6) 昭和24年度及びその前年度の集団予防接種等に関する市町村への指導実績

①集団予防接種等の手技に関する指導の内容	(ア) 注射針 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(イ) 注射筒 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）するよう指導 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）するよう指導 3. 被接種者ごとにアルコール綿を用いて消毒するよう指導 4. 被接種者ごとの交換・消毒の指導は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない
	(ウ) (ア) (イ) をどのような方法で確認しましたか 【複数回答可】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 都道府県担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） <p>※「1.都道府県の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
②集団予防接種等の手技に関する指導の方法【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省からの文書を送付して指導 2. 独自文書を作成し、これを送付して指導 3. 市町村の担当者呼んで、または、市町村を訪問して指導 4. その他（ ） 5. 分からない <p>※「2.独自文書を作成し、これを送付して指導」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
③集団予防接種等の手技に関する実態把握(指導結果の確認)【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた 2. 市町村へ文書により照会し実態を把握していた 3. 市町村の担当者呼んで、または市町村を訪問して実態を把握していた 4. その他（ ） 5. 予防接種等の手技に関する実態は把握していなかった 6. 分からない <p>※「1.都道府県の指導に対する市町村からの自発的な報告により把握していた」、「2.市町村へ文書により照会し実態を把握していた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
④集団予防接種等の手技に関する実態の報告等【複数回答可】		<ol style="list-style-type: none"> 1. 国に対し自発的に実態を報告していた 2. 国からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. (報告義務が無い等の理由により) 報告や疑義照会、意見具申のいずれもしなかった 6. 分からない <p>※「1.国に対し自発的に実態を報告していた」、「2.国からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.国に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>

II. 昭和 23 年～63 年の集団予防接種等による B 型肝炎の感染可能性が疑われる具体的な事例

(1) 貴都道府県では、管内において、昭和 63（1988）年 3 月以前に行われた集団予防接種等による B 型肝炎（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染可能性が疑われる具体的な事例について、昭和 63（1988）年 3 月以前に把握した記録がありますか。

1. 昭和 63（1988）年 3 月以前に把握していた記録がある
→具体的な事例の概要（時期、地域、規模等）と対応：

2. 昭和 63（1988）年 3 月以前に把握した記録はない
3. 分からない

(2) 貴都道府県では、管内において、昭和 63（1988）年 3 月以前に行われた集団予防接種等による B 型肝炎（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染可能性が疑われる具体的な事例について、昭和 63（1988）年 4 月以降に把握した記録がありますか。上記（1）の設問につき昭和 63（1988）年 3 月以前の把握状況を確認する過程で見つかった記録があれば、是非とも記入して下さい。

1. 昭和 63（1988）年 4 月以降に把握した記録がある

→具体的な事例の概要（時期、地域、規模等）と対応：

（この枠内は具体的な事例の概要と対応を記入する欄です）

2. 昭和 63（1988）年 4 月以降に把握した記録はない

3. 分からない

■■■調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました■■■

文書の詳細把握シート

No.

文書が複数ある場合、1から順に番号を振って下さい↑

都道府県名	<input type="text"/>
-------	----------------------

1. 文書の作成主体

1 都道府県	2 その他 (<input type="text"/>)
--------	--------------------------------

2. 文書の作成年月

昭和 (<input type="text"/>) 年 (<input type="text"/>) 月

3. 文書等の種類

1 条例	2 規則	3 告示
4 訓令	5 実施要綱、要領	6 その他 (<input type="text"/>)

4. 当該文書において集団予防接種等の実施（注射針・注射筒の交換・消毒の手技）に関して盛り込まれている内容（○はいくつでも）

1 注射針を被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）
2 注射針を被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）
3 注射針を被接種者ごとにアルコール綿で消毒
4 注射筒を被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用）
5 注射筒を被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）
6 注射筒を被接種者ごとにアルコール綿で消毒
7 その他 (<input type="text"/>)

当該文書を複写し、このシートとあわせてお送り下さい。

当該文書の内容のうち、集団予防接種等の手技（注射針・注射筒の交換・消毒の手技）の実態報告に関する部分が確認できれば問題ありませんので、個人や団体が特定される部分を伏せた形でも、該当部分だけを抜粋した形でもかまいません。できる限りご協力をお願いいたします。

平成 24 年 11 月
集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班
日本公衆衛生協会会長 多田羅浩三

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」 ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、いわゆる B 型肝炎訴訟において、平成 18 年に最高裁にて国の損害賠償責任が認められたことを受け、平成 23 年 6 月に国と原告との間で「基本合意書」が締結され基本的な合意がなされたところです（別紙 1 参照）。

この基本合意書においては、恒久対策の一環として「国（厚生労働省）は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を第三者機関において行うとともに、再発防止策の実施に最善の努力を行う」ととされています。本研究班はこの「第三者機関」として設置されたものです（別紙 2 参照）。

この度、本研究班では、B 型肝炎ウイルス感染被害の真相を究明し再発防止策を検討することを目的として、「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」（以下、「本調査」という）を実施いたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮でございますが、本調査の社会的意義をご理解いただき、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査票は平成 24 年 12 月 14 日（金）までに同封の返信用封筒を用いてご返送いただければ幸いです。

なお、本調査は、都道府県・市町村を対象にお送りさせていただいております。ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の回答内容が公表されることはありません。また、この回答を本調査の目的以外に使用することはありません。

また、本調査については、本研究班より、（株）三菱総合研究所に事務を委託して実施いたします。本調査の実施に関してご不明な点などございましたら、下記の問合せ先までご連絡ください。

敬具

【本件に関するお問合せ先】

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」問合せ先
（株）三菱総合研究所 人間・生活研究本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3
TEL：03-6705-6172（平日 10 時 00 分～17 時 00 分）
※但し、12 時 00 分～13 時 00 分を除く
※ 本件お問い合わせにより頂きましたご氏名等の情報につきましては、当該業務終了後、三菱総合研究所が責任をもって廃棄いたします。

◆ 弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取扱いについて」をご覧になりたい方は <http://www.mri.co.jp/TOP/privacy.html> をご覧下さい。

B型肝炎訴訟の経緯について

別紙1

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円(慰謝料500万円+弁護士費用50万円)を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で国を提訴中。
- 平成22年3月12日(札幌地裁)に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日(札幌地裁)に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方(所見)が提示され、それぞれについて原告側が受け入れ、また、政府側も受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。
- 平成24年1月13日に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」施行。

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班

委員名簿

◎ 多田羅 浩三	一般財団法人日本公衆衛生協会会長 ※
岩田 太	上智大学法学部教授
及川 馨	日本小児科医会常任理事（予防接種委員会担当）
岡部 信彦	川崎市衛生研究所所長 ※
佐藤 智晶	東京大学政策ビジョン研究センター特任助教
澁谷いづみ	愛知県豊川保健所長 ※
田中 榮司	信州大学医学部内科学第2講座教授
田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授
田中 義信	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
手塚 洋輔	京都女子大学現代社会学部現代社会学科講師
新美 育文	明治大学法学部専任教授 ※
梁井 朱美	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
渡部 幹夫	順天堂大学大学院医療看護学研究科教授

◎：研究代表者

※：「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」構成員
五十音順・敬称略

平成 24 年 11 月 22 日

各市町村予防接種担当課 御中

厚生労働省健康局

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
アンケート調査について（協力依頼）

日頃より予防接種行政におきまして、多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

B 型肝炎訴訟については、昭和 23 年 7 月 1 日から昭和 63 年 1 月 27 日までの間における集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成 18 年に最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、平成 23 年 6 月 28 日に、全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団と国との間で基本合意書が締結されました。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成 24 年 5 月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」（以下「検討会」と言います。）を開催しています。

この検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関たる研究班（研究代表者：多田羅浩三・一般財団法人日本公衆衛生協会会長。以下「研究班」と言います。）を設置したところです。

今般、この研究班において、過去の予防接種行政の実施実態を把握するため、各都道府県及び市町村を対象としたアンケート調査を実施します。

この調査は、検討会における検証や今後の予防接種施策の再発防止策の検討に資するものですので、業務多忙の中、誠に恐縮ではございますが、当該調査の趣旨についてご理解をいただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査では、各自治体から医師会等関係者への聞き取りを行っていただいた上で回答いただく項目もあることを踏まえ、日本医師会に対しても協力依頼を行っておりますので、申し添えます。

（担当室：厚生労働省健康局 結核感染症課 B 型肝炎訴訟対策室）

平成 24 年度厚生労働科学研究
「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
市町村アンケート調査票

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

貴自治体名	都道 府県	区市 町村
部署名	部	課 係
電話番号	— —	(内線：)

I. 昭和 23 年～63 年の集団予防接種等の実施実態

- ここでは、昭和 63 年度、52 年度、44 年度、34 年度、29 年度、24 年度の各年度（及びその前年度（昭和 44 年度は当該年度のみ））における貴市町村における予防接種の実施実態を伺います。
- 本調査においては、予防接種に関連した国からの通知等の発出された時期を踏まえ、概ね 10 年を目安に 6 時点の状況を把握することとしています。なお、昭和 44 年度については概ね 10 年ごとの経年変化の比較対象として設定しています。

時期	国からの通知等	本調査における調査対象期間
昭和 23 年 7 月	予防接種法（昭和23年法律第68号）施行	昭和24年度 及びその前年度
昭和 23 年 11 月	厚生省告示第95号 ○ 痘そう：種痘針の消毒は必ず受痘者一人ごとに行わなければならない。 ○ シフテリア、腸チフス、パラチフス、発しんチフス、コレラ：注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。	
昭和 24 年 10 月	厚生省告示第231号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種 ：注射針は注射を受ける者一人ごとに固く絞ったアルコール綿でよく拂しょくし一本の注射器のツベルクリンが使用し盡されるまでこの操作を繰り返して使用してもよい。	
昭和 25 年 2 月	厚生省告示第38号 ○ 百日咳：注射器及び注射筒等は使用前煮沸によつて消毒しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。 厚生省告示第39号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種：注射針は、注射を受ける者一人ごとに消毒した針と取り換えなければならない。	
昭和 26 年 4 月	結核予防法（昭和26年法律第96号）施行	
昭和28年 5 月	厚生省告示第165号 ○ インフルエンザ：注射針の消毒は、必ず被接種者一人ごとに充分に行わなければならない。	昭和29年度 及びその前年度
昭和33年 9 月	予防接種実施規則（昭和33年9月厚生省令第27号） ：注射針、種痘針及び乱刺針は被接種者ごとに取り換えなければならない。	昭和34年度 及びその前年度
昭和34年 1 月	「予防接種の実施方法について」（昭和34年1月21日衛発第32号厚生省公衆衛生局長通知） ：事故発生の場合には、市町村長等に報告書の提出を求める。	
昭和44年 4 月	（経年変化の比較対象年として設定）	昭和44年度
昭和51年 9 月	「予防接種の実施について」（昭和51年9月14日衛発第726号厚生省公衆衛生局長通知）	昭和52年度 及びその前年度

時期	国からの通知等	本調査における調査対象期間
	：注射針、注射器、接種用さじ等の接種用具はディスposableのものを使用して差し支えないと指導。	
昭和63年 1月	「予防接種等の接種器具の取扱いについて」（昭和63年1月27日健医結発第6号、健医感発第3号厚生省保険医療局結核難病感染症課長、感染症対策室長通知） ：予防接種及びツベルクリン反応検査について、注射針及び注射筒を被接種者ごとに取り替えるよう指導。	昭和63年度 及びその前年度

■この間に市町村合併があった場合、当該期間において記録が保存されているどちらか1つの市町村の状況を記入して下さい。

例) 昭和50年4月にA市とB町が合併し、C市になった場合、合併後のC市については昭和63、52年度の状況を、合併前のA市・B町については、昭和44、34、29、24年度のA市・B町のどちらかの状況を記入して下さい。

■■■ 記載要領 ■■■

(1) 予防接種の実績（1年間）

当該年度1年間の市町村における予防接種の実績について記入して下さい。

① 実施形態

予防接種の実施形態について、該当する番号すべてに○をつけて下さい。



【「1 集団接種の実績あり」と回答した場合】。

② 集団予防接種等の手技実態

① 予防接種の実施形態において、「1 集団接種の実績あり」と回答した場合、集団予防接種等の具体的な手技実態について記入して下さい。

(ア) 注射針、(イ) 注射筒

集団予防接種等を実施した際、注射針・注射筒それぞれについて、被接種者ごとの交換や消毒を実施状況について記入してください。

回答に当たっては、市町村の記録文書（条例、規則、告示、訓令、予防接種の実施要綱、要領、市政要覧、決算書、実績報告書、広報誌等）や外部の記録文書（医師会等の予防接種実施機関が作成・保管している委託契約書等）を確認してください。過去の文書の所在を確認するために、必要に応じて当時の担当者や保健師等やその他の関係者（医師会等）への聞き取りも検討してください。

予防接種法の対象疾患によって手技等が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけて下さい。

文書保存期間を過ぎている年度もあり、負担の大きな作業をお願いして恐縮ですが、本調査の趣旨をふまえて可能な限り確認いただき、できるだけ精度の高いデータを収集できるようご協力をお願いいたします。

(ウ) 実態の確認方法

(ア) 注射針、(イ) 注射筒それぞれについて回答いただく際、当時の状況についてどのような方法で確認を取ったか、該当する番号すべてに○をつけて下さい。

また、「1.市町村の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。

(2) 集団予防接種等の実施に関する独自文書の有無（4月1日時点）

当該年度4月1日時点で、集団予防接種等の実施（注射針・注射筒の取替・消毒の手技）について、国の法令・通知等以外に、当該市町村独自に作成した取り決め文書がありましたか。

当該市町村が自ら作成した条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領、その他の関係機関（例：医師

会等の予防接種実施機関)が作成した文書があれば、「1 独自文書がある」に○をつけて下さい。



【「1 独自文書がある」と回答した場合】

お手数ですが、文書 1 点につき 1 枚、「文書の詳細把握シート」を記入して下さい。

あわせて当該文書を複写し、シートとあわせてお送り下さい。

集団予防接種等の実施(注射針・注射筒の取替・消毒の手技)に関して盛り込まれている内容に関する部分が確認できれば問題ありませんので、個人や団体が特定される部分を伏せた形でも、該当部分だけを抜粋した形でもかまいません。できる限りご協力をお願いいたします。

(3) 集団予防接種等の手技に関する実態の報告

貴市町村では、管内の集団予防接種等の実施(注射針・注射筒の取替・消毒の手技)状況がどうなっていたか、何らかの方法で実態を把握し、その実態を都道府県へ報告していましたか。



【「1.都道府県に対し自発的に実態を報告していた」、「2.都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」と回答した場合】

お手数ですが、文書 1 点につき 1 枚、「文書の詳細把握シート」を記入して下さい。

あわせて当該文書を複写し、シートとあわせてお送り下さい。

当該文書の内容のうち、集団予防接種等の手技(注射針・注射筒の取替・消毒の手技)の実態報告に関する部分が確認できれば問題ありませんので、個人や団体が特定される部分を伏せた形でも、該当部分だけを抜粋した形でもかまいません。できる限りご協力をお願いいたします。

(5) 昭和 29 年度及びその前年度の市町村における予防接種の実績

<p>①実施形態【複数回答可】</p>	<p>1. 集団接種の実績あり 2. 個別接種の実績あり 3. 実績なし 4. 記録がなくわからない</p>	
<p>【集団接種の実績ありの場合】 ②集団予防接種等の手技</p>	<p>(ア) 注射針 【複数回答可】</p>	<p>1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用） 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌） 3. 被接種者ごとにアルコール綿で消毒 4. 被接種者ごとの交換・消毒は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない</p>
	<p>(イ) 注射筒 【複数回答可】</p>	<p>1. 被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品の使用） 2. 被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌） 3. 被接種者ごとにアルコール綿で消毒 4. 被接種者ごとの交換・消毒は実施せず 5. その他（ ） 6. 記録がなく分からない</p>
	<p>(ウ) (ア) (イ) をどのような方法で確認しましたか 【複数回答可】</p>	<p>1. 市町村の記録文書の検索 2. 外部の記録文書の検索 3. 市町村担当者への聞き取り 4. その他の関係者への聞き取り 5. その他（ ） ※「1.市町村の記録文書の検索」、「2.外部の記録文書の検索」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>
<p>③集団予防接種等の実施に関する独自文書の有無【1つに〇】</p>	<p>1. 独自文書がある 2. 独自文書はない 3. 分からない ※「1.独自文書がある」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>	
<p>④集団予防接種等の手技に関する実態の報告【複数回答可】</p>	<p>1. 都道府県に対し自発的に実態を報告していた 2. 都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた 3. 都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた 4. その他（ ） 5. （報告義務が無い等の理由により）報告や疑義照会、意見具申のいずれもしなかった 6. 分からない ※「1.都道府県に対し自発的に実態を報告していた」、「2.都道府県からの文書等による照会により実態を報告していた」、「3.都道府県に対して疑義照会をしたまたは意見を述べた」を選ばれた方は、当該文書を複写し、本調査票とあわせてお送り下さい。</p>	

II. 昭和 23 年～63 年の集団予防接種等による B 型肝炎の感染可能性が疑われる具体的な事案

(1) 貴市町村では、管内において、昭和 63（1988）年 3 月以前に行われた集団予防接種等による B 型肝炎（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染可能性が疑われる具体的な事例について、昭和 63（1988）年 3 月以前に把握した記録がありますか。

1. 昭和 63（1988）年 3 月以前に把握していた記録がある

→具体的な事例の概要（時期、地域、規模等）と対応：

2. 昭和 63（1988）年 3 月以前に把握していた記録はない

3. 分からない

(2) 貴市町村では、管内において、昭和 63（1988）年 3 月以前に行われた集団予防接種等による B 型肝炎（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染可能性が疑われる具体的な事例について、昭和 63（1988）年 4 月以降に把握した記録がありますか。上記（1）の設問につき昭和 63（1988）年 3 月以前の把握状況を確認する過程で見つかった記録があれば、是非とも記入して下さい。

1. 昭和 63（1988）年 4 月以降に把握した記録がある

→具体的な事例の概要（時期、地域、規模等）と対応：

[]

2. 昭和 63（1988）年 4 月以降に把握した記録はない

3. 分からない

■■■調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました■■■

文書の詳細把握シート

No.

文書が複数ある場合、1から順に番号を振って下さい↑

現在の市町村名	
文書作成時の市町村名	

1. 文書の作成主体

1 市町村	2 その他 ()
-------	-----------

2. 文書の作成年月

昭和 () 年 () 月

3. 文書等の種類

1 条例	2 規則	3 告示
4 訓令	5 実施要綱、要領	6 その他 ()

4. 当該文書において集団予防接種等の実施（注射針・注射筒の取替・消毒の手技）に関して盛り込まれている内容（○はいくつでも）

1 注射針を被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品を使用）
2 注射針を被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）
3 注射針を被接種者ごとにアルコール綿で消毒
4 注射筒を被接種者ごとに交換（ディスポーザブル製品を使用）
5 注射筒を被接種者ごとに交換・加熱消毒（乾熱、蒸気、煮沸滅菌）
6 注射筒を被接種者ごとにアルコール綿で消毒
7 その他 ()

当該文書を複写し、このシートとあわせてお送り下さい。

当該文書の内容のうち、集団予防接種等の手技（注射針・注射筒の交換・消毒の手技）の実態報告に関する部分が確認できれば問題ありませんので、個人や団体が特定される部分を伏せた形でも、該当部分だけを抜粋した形でもかまいません。できる限りご協力をお願いいたします。

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」 ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、いわゆる B 型肝炎訴訟において、昭和 23 年 7 月 1 日から昭和 63 年 1 月 27 日までの間における集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成 18 年に最高裁により国の損害賠償責任が認められ、平成 23 年 6 月 28 日に全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団と国の間で「基本合意書」が締結されました（別紙 1 参照）。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成 24 年 5 月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」が開催されています。本研究班はこの検討会での検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関として設置されたものです（別紙 2 参照）。

この度、本研究班では、B 型肝炎ウイルス感染被害の真相を究明し再発防止策を検討するための調査の一環として、「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」（以下、「本調査」という）を実施いたします。

本調査は、個人の責任追及を意図するものではなく、したがって個人名を記入していただく必要はありません。また、結果の分析に当たっては個別の回答が特定されない形で分析を行います。つきましては、お忙しいところ恐縮でございますが、本調査の社会的意義をご理解いただき、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査票は平成 24 年 12 月 14 日（金）までに同封の返信用封筒を用いてご返送いただければ幸いです。

なお、本調査は、一般社団法人日本小児科医会のご協力の下、名簿に登録されている方を対象にお送りさせていただいております。ご回答いただいた内容は全て統計的に処理し、個々の回答が公表されることはありません。また、この回答を本調査の目的以外に使用することはありません。

また、本調査については、研究班より、(株)三菱総合研究所に事務を委託して実施いたします。本調査の実施に関してご不明な点などございましたら、下記の間合せ先までご連絡ください。

敬具

【本件に関するお問合せ先】

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する調査」問合せ先

(株)三菱総合研究所 人間・生活研究本部

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

TEL : 03-6705-6172 (平日 10 時 00 分～17 時 00 分)

※但し、12 時 00 分～13 時 00 分を除く

※ 本件お問い合わせにより頂きましたご氏名等の情報につきましては、当該業務終了後、三菱総合研究所が責任をもって廃棄いたします。

※ 弊社の「個人情報保護方針」「個人情報のお取り扱いについて」をご覧になりたい方は <http://www.mri.co.jp/TOP/privacy.html> をご覧下さい。

B型肝炎訴訟の経緯について

別紙1

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円(慰謝料500万円+弁護士費用50万円)を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で国を提訴中。
- 平成22年3月12日(札幌地裁)に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日(札幌地裁)に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方(所見)が提示され、それぞれについて原告側が受け入れ、また、政府側も受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。
- 平成24年1月13日に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」施行。

集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班

委 員 名 簿

◎ 多田羅 浩三	一般財団法人日本公衆衛生協会会長 ※
岩田 太	上智大学法学部教授
及川 馨	日本小児科医会常任理事（予防接種委員会担当）
岡部 信彦	川崎市衛生研究所所長 ※
佐藤 智晶	東京大学政策ビジョン研究センター特任助教
澁谷いづみ	愛知県豊川保健所長 ※
田中 榮司	信州大学医学部内科学第2講座教授
田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授
田中 義信	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
手塚 洋輔	京都女子大学現代社会学部現代社会学科講師
新美 育文	明治大学法学部専任教授 ※
梁井 朱美	全国B型肝炎訴訟原告団 ※
渡部 幹夫	順天堂大学大学院医療看護学研究科教授

◎：研究代表者

※：「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」構成員
五十音順・敬称略

平成 24 年 11 月 30 日

一般社団法人日本小児科医会 御中

厚生労働省健康局

「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
アンケート調査について（協力依頼）

日頃より予防接種行政におきまして、多大なるご尽力を賜り、ありがとうございます。

B 型肝炎訴訟については、昭和 23 年 7 月 1 日から昭和 63 年 1 月 27 日までの間における集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルス感染被害の拡大を防止しなかったことについて、平成 18 年に最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、平成 23 年 6 月 28 日に、全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団と国との間で基本合意書が締結されました。

この基本合意書に基づき、過去の集団予防接種等の際の注射器等の連続使用による B 型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、この検証結果等を踏まえて再発防止策の提言を行うため、平成 24 年 5 月から、厚生労働大臣による「集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」（以下「検討会」と言います。）を開催しています。

この検証に必要な調査等を行うため、検討会の下に第三者機関たる研究班（研究代表者：多田羅浩三・一般財団法人日本公衆衛生協会会長。以下「研究班」と言います。）を設置したところです。

今般、この研究班において、B 型肝炎に関する医学的知見に対する過去の認識を把握するため、医療従事者を対象としたアンケート調査を実施します。この調査は、検討会における検証や今後の予防接種施策の再発防止策の検討に資するものです。

貴会におかれましては、この調査の趣旨についてご理解をいただき、会員の皆様に調査実施についてご連絡をいただく等のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

（担当室：厚生労働省健康局 結核感染症課 B 型肝炎訴訟対策室）

本調査における時代区分の設定について

- 本調査では、予防接種に関連した国からの通知等の発出された時期を踏まえ、概ね10年ごとに時期を区切り、各時期の状況を把握することとしています。
国からの通知等が発出された時期については、以下表のとおりです。

時期	国からの通知等
昭和23年7月	予防接種法（昭和23年法律第68号）施行
昭和23年11月	厚生省告示第95号 ○ 痘そう：種痘針の消毒は必ず受痘者一人ごとに行わなければならない。 ○ シフテリア、腸チフス、パラチフス、発しんチフス、コレラ：注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。
昭和24年10月	厚生省告示第231号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種 ：注射針は注射を受ける者一人ごとに固く絞ったアルコール綿でよく拂しょくし一本の注射器のツベルクリンが使用し盡されるまでこの操作を繰り返して使用してもよい。
昭和25年2月	厚生省告示第38号 ○ 百日咳：注射器及び注射筒等は使用前煮沸によつて消毒しなければならない。注射針の消毒は必ず被接種者一人ごとに行わなければならない。 厚生省告示第39号 ○ ツベルクリン反応検査、結核予防接種：注射針は、注射を受ける者一人ごとに消毒した針と取り換えなければならない。
昭和26年4月	結核予防法（昭和26年法律第96号）施行
昭和28年5月	厚生省告示第165号 ○ インフルエンザ：注射針の消毒は、必ず被接種者一人ごとに充分に行わなければならない。
昭和33年9月	予防接種実施規則（昭和33年9月厚生省令第27号） ：注射針、種痘針及び乱刺針は被接種者ごとに取り換えなければならない。
昭和34年1月	「予防接種の実施方法について」（昭和34年1月21日衛発第32号厚生省公衆衛生局長通知） ：事故発生の場合には、市町村長等に報告書の提出を求める。
昭和51年9月	「予防接種の実施について」（昭和51年9月14日衛発第726号厚生省公衆衛生局長通知） ：注射針、注射器、接種用さじ等の接種用具は Disposable のものを使用して差し支えないと指導。
昭和63年1月	「予防接種等の接種器具の取扱いについて」（昭和63年1月27日健医結発第6号、健医感発第3号厚生省保険医療局結核難病感染症課長、感染症対策室長通知） ：予防接種及びツベルクリン反応検査について、注射針及び注射筒を被接種者ごとに取り替えるよう指導。

平成 24 年度厚生労働科学研究
「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」
医療従事者アンケート調査票

本調査は、過去の各時点におけるB型肝炎ウイルスの感染経路等に関する医学的知見及び認識の変遷を把握することで、B型肝炎ウイルスの感染被害の真相究明及び検証を行い、検証結果を踏まえた再発防止策の検討を行うための資料とすることを目的としています。本調査は、個人の責任追及を意図するものではなく、したがって個人名を記入していただく必要はありません。また、結果の分析に当たっては個別の回答が特定されない形で分析を行います。

どうか本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

なお、本調査では、昭和 23 年度から昭和 63 年度までの期間を対象として、この間を 6 つの時代に区分しています。この区分は、集団予防接種等の実施方法に関する国からの通知等の発出のタイミングを基におよそ 10 年を目安に定めたものです。

また、注射針と筒とで国からの通知等のタイミングが異なっていたことを踏まえ、本調査においても、針と筒を区別して予防接種に関する実施の状況をお伺いしています。

本調査において「B型肝炎」とはウイルス発見前の血清肝炎を含むものとして回答して下さい。

I. はじめに先生ご自身についてお伺いいたします。

(1) 先生が初めて医療・公衆衛生の現場での業務に従事したのはいつですか？

1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1954) 年 3 月
2. 昭和 29 (1954) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月
3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月
4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月
5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月
6. 昭和 63 (1988) 年 3 月以前に従事したことはない

☞ **【6 を選択した方】** 調査はここで終わりです。
このまま調査票を返送して下さい。

II. B型肝炎の病態等に関する認識についてお伺いいたします。

(1) 先生が、B型肝炎（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）が重症になる疾病であること（肝硬変、肝がん等重篤な病態を招くこと）について認識した時期はいつ頃ですか？

1. 昭和 23 (1948) 年 4 月～昭和 29 (1954) 年 3 月
2. 昭和 29 (1954) 年 4 月～昭和 34 (1959) 年 3 月
3. 昭和 34 (1959) 年 4 月～昭和 44 (1969) 年 3 月
4. 昭和 44 (1969) 年 4 月～昭和 52 (1977) 年 3 月
5. 昭和 52 (1977) 年 4 月～昭和 63 (1988) 年 3 月
6. 昭和 63 (1988) 年 4 月以降
7. 覚えていない、分からない

(3) 先生が、B型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染性（微量のウイルスでも感染するほどの感染性）について認識した時期はいつ頃ですか？

1. 昭和 23（1948）年 4 月～昭和 29（1954）年 3 月
2. 昭和 29（1954）年 4 月～昭和 34（1959）年 3 月
3. 昭和 34（1959）年 4 月～昭和 44（1969）年 3 月
4. 昭和 44（1969）年 4 月～昭和 52（1977）年 3 月
5. 昭和 52（1977）年 4 月～昭和 63（1988）年 3 月
6. 昭和 63（1988）年 4 月以降
7. 覚えていない、分からない

①B型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染性について認識した情報源は何ですか？（複数回答可）

1. 医学教科書（医学専門書等含む）
2. 学術論文、雑誌等
3. 学会から発出されたガイドライン、通知、注意喚起等
4. その他文献→具体的に（）
5. 国の法令、通知、通達、事務連絡等
6. 都道府県の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
7. 市町村の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
8. 地域の医師会等の会合
9. 周囲の医師等からの伝聞
10. 一般のマスコミ報道（新聞、テレビ、ラジオ等）
11. その他→具体的に（）
12. 覚えていない

III. B型肝炎ウイルスの感染経路等に関する認識についてお伺いいたします。

※ここでは、集団予防接種等における注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）が感染する可能性についての認識状況についてお伺いいたします。注射器のうち、注射針と注射筒では認識状況が異なるケースが想定されるため、両者を分けてお聞きしますので、設問にそって順に回答して下さい。

(1) 注射針について

①先生が、小児を対象とした集団予防接種等における注射針の連続使用によるB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染可能性について認識した時期はいつ頃ですか？

1. 昭和 23（1948）年 4 月～昭和 29（1954）年 3 月
2. 昭和 29（1954）年 4 月～昭和 34（1959）年 3 月
3. 昭和 34（1959）年 4 月～昭和 44（1969）年 3 月
4. 昭和 44（1969）年 4 月～昭和 52（1977）年 3 月
5. 昭和 52（1977）年 4 月～昭和 63（1988）年 3 月
6. 昭和 63（1988）年 4 月以降
7. 覚えていない、分からない

②小児を対象とした集団予防接種等における注射針の連続使用によるB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染可能性について認識した情報源は何ですか？（複数回答可）

1. 医学教科書（医学専門書等含む）
2. 学術論文、雑誌等
3. 学会から発出されたガイドライン、通知、注意喚起等
4. その他文献→具体的に（ ）
5. 国の法令、通知、通達、事務連絡等
6. 都道府県の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
7. 市町村の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
8. 地域の医師会等の会合
9. 周囲の医師等からの伝聞
10. 一般のマスコミ報道（新聞、テレビ、ラジオ等）
11. その他→具体的に（ ）
12. 覚えていない

(2) 注射筒について

①先生が、小児を対象とした集団予防接種等における注射筒の連続使用によるB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染可能性について認識した時期はいつ頃ですか？

1. 昭和 23（1948）年 4 月～昭和 29（1954）年 3 月
2. 昭和 29（1954）年 4 月～昭和 34（1959）年 3 月
3. 昭和 34（1959）年 4 月～昭和 44（1969）年 3 月
4. 昭和 44（1969）年 4 月～昭和 52（1977）年 3 月
5. 昭和 52（1977）年 4 月～昭和 63（1988）年 3 月
6. 昭和 63（1988）年 4 月以降
7. 覚えていない、分からない

②小児を対象とした集団予防接種等における注射筒の連続使用によるB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）の感染可能性について認識した情報源は何ですか？（複数回答可）

1. 医学教科書（医学専門書等含む）
2. 学術論文、雑誌等
3. 学会から発出されたガイドライン、通知、注意喚起等
4. その他文献→具体的に（）
5. 国の法令、通知、通達、事務連絡等
6. 都道府県の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
7. 市町村の条例、規則、告示、訓令、実施要綱・要領等
8. 地域の医師会等の会合
9. 周囲の医師等からの伝聞
10. 一般のマスコミ報道（新聞、テレビ、ラジオ等）
11. その他→具体的に（）
12. 覚えていない

IV. 集団予防接種等における注射針・注射筒の交換等の実施状況についてお伺いいたします。

(1) 先生は、昭和 63（1988）年 3 月以前に、小児を対象とした集団予防接種等の実施にかかわったことがありますか？（複数回答可）

1. 昭和 23（1948）年 4 月～昭和 29（1954）年 3 月にかかわった
2. 昭和 29（1954）年 4 月～昭和 34（1959）年 3 月にかかわった
3. 昭和 34（1959）年 4 月～昭和 44（1969）年 3 月にかかわった
4. 昭和 44（1969）年 4 月～昭和 52（1977）年 3 月にかかわった
5. 昭和 52（1977）年 4 月～昭和 63（1988）年 3 月にかかわった
6. 具体的な時期は覚えていないが、昭和 63（1988）年 3 月以前にかかわった
7. 昭和 63（1988）年 3 月以前にかかわったことはない

☞ **【7 を選択した方】** 調査はここで終わりです。このまま調査票を返送して下さい。

▶ **【「1～6 昭和 63（1988）年 3 月以前に集団予防接種等の実施にかかわった」と答えた方にお伺いいたします】**

(2) 注射針の交換・消毒について

先生が昭和 63（1988）年 3 月以前に小児を対象とした集団予防接種等の実施にかかわった際、注射針の交換等を行ったことがありますか？行ったことがある場合は、行った時期全てをお選び下さい。さらに、行うようになったきっかけ、または行っていなかった理由を具体的に記入して下さい。

（予防接種法の対象疾病によって状況が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけてください）

被接種者ごとの注射針の交換 （ディスプレイ製品の使用）	1. 交換していた → 2. 交換していない 3. わからない 【1. 交換していたまたは 2. 交換していないを選択した場合】 そのきっかけ／理由：	▶ 実施していた時期【複数選択】 1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施 2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施 3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施 4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施 5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施 6. 時期は覚えていない
被接種者ごとの注射針の交換・加熱消毒 （乾熱、蒸気、煮沸滅菌）	1. 加熱による消毒をしていた → 2. 加熱による消毒をしていない 3. わからない 【1. 消毒していたまたは 2. 消毒していないを選択した場合】 そのきっかけ／理由：	▶ 実施していた時期【複数選択】 1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施 2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施 3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施 4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施 5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施 6. 時期は覚えていない
被接種者ごとの注射針のアルコール綿を用いた消毒	1. アルコール綿による消毒をしていた → 2. アルコール綿による消毒をしていない 3. わからない 【1. 消毒していたまたは 2. 消毒していないを選択した場合】 そのきっかけ／理由：	▶ 実施していた時期【複数選択】 1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施 2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施 3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施 4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施 5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施 6. 時期は覚えていない

(3) 注射筒の交換・消毒について

先生が昭和 63（1988）年 3 月以前に小児を対象とした集団予防接種等の実施にかかわった際、注射筒の交換等を行ったことがありますか？行ったことがある場合は、行った時期全てをお選び下さい。さらに、行うようになったきっかけ、または行っていなかった理由を具体的に記入して下さい。

（予防接種法の対象疾病によって状況が異なる場合には、該当するすべての番号に○をつけてください）

被接種者ごとの注射筒の交換 （ディスプレイザブル製品の使用）	1. 交換していた <input checked="" type="checkbox"/> → 2. 交換していない 3. わからない 【1. 交換していたまたは 2. 交換していないを選択した場合】 そのきっかけ／理由：	実施していた時期【複数選択】 1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施 2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施 3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施 4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施 5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施 6. 時期は覚えていない
被接種者ごとの注射筒の交換・加熱消毒 （乾熱、蒸気、煮沸滅菌）	1. 加熱による消毒をしていた <input checked="" type="checkbox"/> → 2. 加熱による消毒をしていない 3. わからない 【1. 消毒していたまたは 2. 消毒していないを選択した場合】 そのきっかけ／理由：	実施していた時期【複数選択】 1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施 2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施 3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施 4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施 5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施 6. 時期は覚えていない
被接種者ごとの注射筒のアルコール綿を用いた消毒	1. アルコール綿による消毒をしていた <input checked="" type="checkbox"/> → 2. アルコール綿による消毒をしていない 3. わからない 【1. 消毒していたまたは 2. 消毒していないを選択した場合】 そのきっかけ／理由：	実施していた時期【複数選択】 1. 昭和 23 年 4 月～昭和 29 年 3 月に実施 2. 昭和 29 年 4 月～昭和 34 年 3 月に実施 3. 昭和 34 年 4 月～昭和 44 年 3 月に実施 4. 昭和 44 年 4 月～昭和 52 年 3 月に実施 5. 昭和 52 年 4 月～昭和 63 年 3 月に実施 6. 時期は覚えていない

V. 集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス感染の症例の把握についてお伺いいたします。

(1) 先生が、集団予防接種等によるB型肝炎ウイルス（ウイルス発見前の血清肝炎を含む）感染の症例報告を把握した時期はいつ頃ですか？

1. 昭和 23（1948）年 4 月～昭和 29（1954）年 3 月
2. 昭和 29（1954）年 4 月～昭和 34（1959）年 3 月
3. 昭和 34（1959）年 4 月～昭和 44（1969）年 3 月
4. 昭和 44（1969）年 4 月～昭和 52（1977）年 3 月
5. 昭和 52（1977）年 4 月～昭和 63（1988）年 3 月
6. 昭和 63（1988）年 4 月以降
7. 覚えていない、分からない

